

平成 28 年度 第 11 回教育問題審議会 会議録

日時：平成 29 年 2 月 13 日（月）

午後 4 時～午後 4 時 50 分

場所：泉南市埋蔵文化財センター 講堂兼視聴覚室

○会長

本日はご多用の中ご出席いただき、まことにありがとうございます。ただいまから第 11 回教育問題審議会を開会させていただきます。

議事に入ります前に、本日の委員の出席状況につきまして事務局よりお願いします。

人権教育課長。

○人権教育課長

失礼します。本日はW委員、それからS委員より事前に欠席の連絡ありましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○会長

ただいま報告がありましたように、本日は既に出席委員が過半数を超えていますので、この審議会は適法に成立していることをご報告させていただきます。

続きまして、資料の確認につきまして事務局よりお願いします。

人権教育課長。

○人権教育課長

それでは、配付させていただきました資料の確認をお願いいたします。万一漏れがありましたらご指摘のほどよろしくお願いいたします。

事前配付資料といたしまして、資料 1 教育問題審議会答申案、資料 2 教育問題審議会開催日程の 2 点でございます。本日配付の資料といたしまして議事日程と、事前配付資料 2、教育問題審議会日程の差し替え分をお配りしております。資料 2 の修正箇所については、下から 2 行目のパブリックコメントの受付期間が 4 週間となっておりますが、正しくは 30 日でございます。お詫びして訂正させていただきます。

資料 3 は、第 9 回教育問題審議会の会議録になっております。ご確認をよろしくをお願いいたします。

○会長

資料に不足等はないでしょうか。それでは、当審議会は原則公開となっております。本日の傍聴の申し込みにつきましてはどのようなになっていますでしょうか。

人権教育課長。

○人権教育課長

本日は、9 名の方の傍聴のお申し込みがございます。

○会長

傍聴のお申し込みがあるようですので、傍聴を許可してもよろしいでしょうか。

では、異議なしということでございますので、傍聴者に入場してもらってください。

(傍聴者入場)

○会長

それでは、議事に入らせていただきます。本日配付の議事日程をご覧ください。

2として、議事事項が書いてございます。まず1番目の教育問題審議会答申（案）の審議に入りたいと思います。事前配付しております資料1をご用意ください。前回1月16日の第10回審議会におきまして、私から提案いたしました教育問題審議会答申素案について、委員の皆様からさまざまなご意見をいただきました。

主な意見を大きくまとめますと、1点目、調整区解消について人権教育との関係性と必要性、小中一貫校の具体化との関係性。2点目、答申後計画を立てる主体についての確認。3点目、方針の1つ目の丸印の段階的に全ての小学校と中学校を小中一貫校とすることを目指すという文言の段階的にという記述について、小中一貫校と小中一貫教育の定義を踏まえた小中一貫教育のスタート時期との整合性。4点目、教育コミュニティについて、留意事項から必要事項への項目の移動。5点目、教育コミュニティの定義の記述についてなどの意見をいただいたかと思います。それらを踏まえて、答申案を私のほうで作成してまいりました。前回との変更点のみ説明をさせていただきます。

まず、1ページから5ページまでは変更ございません。次の6ページをご覧ください。泉南市教育振興基本計画の理念実現を図る新たな学校のあり方についてという部分の（1）方針の一つ目の丸ですが、先ほど申しましたようなご意見をいただきましたので、2行目の「段階的に」という言葉をとっております。これは小中一貫校と小中一貫教育の定義を踏まえたときに、小中一貫教育、すなわちソフト面については、施設の形にかかわらず市内一斉にスタートする必要があるため、段階的におこなうとなると、どの段階でおこなうのかとの誤解を招きますので、ここについては取らせていただきました。

同じくその四角の中の2つ目の丸でございますが、4行目、答申後ていねいに時間をかけて、地域住民や保護者等の意見を聞きながら、市において計画を立てることとするという部分でございます。計画をする主体については、予算面も含めた教育における重要事項でありますので、最終的には教育委員会と市長部局が総合教育会議等で協議するなどの手続をとって、計画として出すことを前提に「市において」ということで確認したいと思います。

続きまして、7ページのこの具体的な学校のあり方を計画するに当たってということで、「次の3点をベースに」というところを4点として、4点目に教育コミュニティを留意事項から必要事項へ移動しました。

それから、次の8ページの部分につきましては、教育コミュニティの項目に定義に近いものがありましたので、そのことにつけ加えて新たに定義したものを入れて整理しました。教育コミュニティとはこういうことだということで、整理をしたところでございます。

では、この7ページの下から8ページにかけて読ませていただきます。「教育コミュニティ、泉南市教育振興基本計画の理念である「学校、家庭、地域のつながりの力で、子どもの未来を開く教育コミュニティの拠点としての学校の役割」という視点は、今後も計画を立てる際の重点とする。その際、従来から地域住民が大切にしてきた伝統的な地域コミュニティと目指すべき新たな教育コミュニティとの違いを明確にし、学校づくりとまちづくりを一体的に行う視野を持って、校区の在り方を含めた教育環境を考える。」という部分を4つ目のベースとしてあげました。そして、教育コミュニティの解説を、その次にもってまいりました。教育コミュニティとは、「本市では第5次泉南市総合計画にも示されているように、市民一人ひとりが大切にされる人権文化のまちづくりが進められている。教育コミュニティとは、そのことを踏まえ、従来から地域住民が大切にしてきた伝統的な地域コミュニティを基盤に、学校、家庭、地域社会におけるさまざまな人々が協働して子どもの教育のために力を出し合うことで、新旧住民の交流を含め、世代を越えて、子どもを中心にあらゆる人々のつながりを構築する新たなコミュニティである。」と定義づけております。

続いて、同じページのこの留意事項の部分でございますが、これが3つから2つになりました、その最初の調整区の解消というところでございます。素案では、この項目の一番下に、「小中一貫校の在り方を計画する中で解消の方向性を示すこととする。」の次の部分に、「その際に二度と人権侵害等の事象が生起しないよう、引き続き人権啓発、人権教育の取り組みを強化、推進する。」との文言が入っておりました。これにつきまして、前回の会議後、事務局に調整区の経緯を聞かせていただき、私の方で判断し「その際に」という文言をとって、文章を整理させていただきました。その趣旨でございますが、これまで小学校の校区再編にかかわりましては、過去2度にわたって開かれてきた教育問題審議会の審議におきまして、さまざまな課題が明らかになり、本来、調整区はつukらない方針であったにもかかわらず、元からあった雄信小と樽井小との間の調整区に加えて、現在新たな調整区として、樽井小と鳴滝小、信達小と鳴滝小、信達小と一丘小との間の調整区が存在していると聞いております。これらの調整区の解消にかかわっては、さまざまな課題があり、人権教育はその一つであると考えます。そのような課題が表出したきっかけをつくったという点。また、統合後の児童数の動向に調整区があまり機能していないという点では、確かに校区再編を計画した責任、並びに統合後のハード面及びソフト面の施策等についての教育行政の責任は大きいと私も考えますが、そのことは踏まえつつも、一方でその根底に流れるさまざまな意識の存在について考えたとき、前回の審議で指摘のあった文言を取る、取らないにかかわらず、課題解決のためには人権啓発、人権教育をこれまでの取り組みの総括をしながらも推進

していくことは、今後とも必要であると考えます。

しかし、本答申で取り上げている調整区は、特定の調整区だけを示すものではなく、市内全ての調整区を指すものであります。先ほど申し上げましたとおり、調整区をめぐる課題は、人権課題を含めて多様にあると考えられ、そう考えたとき、人権啓発、人権教育だけを解決の方策として書くことは、先ほどからの私の話を聞いていただいてもわかるように、特定の調整区のことだけを取り上げているようにとられかねないと考えております。

また、調整区の解消の項目でのみ、人権啓発、人権教育に触れることによって、本市の人権啓発、人権教育が特定の人権課題だけに特化して行われているような誤解を与えかねないと考えます。加えて、そもそも本答申の趣旨は、新たな学校のあり方を示すことにあり、調整区の解消はその際の留意事項の一つとしてあるだけで、学校の在り方にかかわって、解消の形の方針については言及しても、解消のための方策については本協議会の答申で取り上げるものではないと考えました。これらのことから、このように記述を変更させていただきました。

なお、調整区解消の方向性については、今回の答申で具体的な学校の在り方を示すことで、その解消の方向を示すということになっていましたが、そのことが困難になったため、今後小中一貫校の具体的な学校の在り方を検討する中で、解消の方向性を示すことにするという文言で確認したいと思います。この調整区の解消の部分を読み上げさせていただきます。「調整区解消に係る人権啓発・人権教育の取り組みの推進プラン」は、計画期間を平成 24 年度から 28 年度の 5 年間として、その後大規模校、小規模校是正に向けての市内各小学校の児童数の動向を見通した上で調整区を解消することとしている。調整区解消の方向性については、本審議会答申で明らかにする予定であったが、具体的な学校の在り方についての答申が困難なため、今後はそれぞれの調整区をめぐる課題を踏まえ、具体的な小中一貫校の在り方を計画する中で、解消の方向性を示すこととする。」というものでございます。

以上が前回皆様方からご意見をいただいて、私の理解が不十分なところは事務局にも尋ねながら、変更並びに整えていった案でございます。

それでは、この答申案につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、出していただけたらありがたいと思います。よろしくお願いします。なお、議事録の関係で発言の際は挙手をお願いします。私のほうから指名いたしますので、その後発言願いたいと思いますので、よろしくお願いします。

N 委員。

○N 委員

7 ページに、デメリットとしての最大の課題は、教職員の負担であるとなっているんですが、負担というのは先生方だけにかかわらず、通学する子どもにもあれば保護者にもあると思うんです。何か子どもにはデメリットがなく、先生のデメリットばかりであるような書き方になっていますのでね。例えば、近くの学校に通学していた子どもが遠くまで通学するようになるなど、いろんなデ

メリットが出てくると思うんですが。それについて、これでは全然理解できませんので。

○会長

N委員のご意見としては、デメリットは一番の大きなデメリットとして教職員の負担というものを挙げているが、今までの審議の中で出てきたデメリットについて、特に子どもや保護者にかかわるものについても取り上げるべきというご意見ですね。

○N委員

教職員の負担軽減をいかに図るかが重要ということになっていますが、それだけが重要ではないと思うんです。

○会長

メリット、デメリットを踏まえるということで、メリットについてはいくつか例として挙げていますよね。そして、そのメリットを最大限に生かすという書き方をさせていただきました。ただデメリットについては教職員の負担という点を記載しています。これはより小中一貫教育が進む、一貫校としての教育が進むにあたって、一つ最大のデメリットであると考えられるものを持ってきたわけですが、これについては、ほかのデメリットについても言及すべきというご意見ですね。

ほか、いかがでしょうか。

T委員。

○T委員

デメリットが最大の課題が教職員の負担であるならば、最後の文言を「教職員の負担軽減を図る必要がある」にしたらどうでしょうか。

○会長

いかに教職員の負担軽減を図る必要があるというふうするということですね。

A委員。

○A委員

この答申案に来るまでは、何回かこの場で議論しながら最終的な結論として、案として提示されていると思うんですね。特にこの文章を見る限りは、確かそうだと思うんですけど、N委員がおっしゃっているのは、ここには教職員のみ
のデメリットという書き方ですので、例えば地域であったりとか、特に子ども達に関する部分を具体的に文言として入れる必要があるんじゃないかというよう
なお話かなと思いました。

そのあたりは僕ら前々回から参加させていただいていますので、その件に関して、この審議会の中でどのように議論されてきたのかと思う部分と、あと一般論として事務局にお聞きしたいのですが、小中一貫校にした場合の子ども達のデメリットはどういったものがあるのか、その辺把握していれば事務局にもお答えいただきたいと思います。

○会長

はい、ありがとうございます。今までの議論の中で、デメリットとして我々

が審議してきたものについて、事務局でお持ちですか。私は、今すぐには出ないんですが、どうでしょうか。今までの経過について、ちょっと説明していただければと思います。

人権教育課長。

○人権教育課長

過去の審議会で、委員の皆様からメリット、デメリット等も出した上で審議したいというお話があり、メリット、デメリットにつきましては2ページの四角で囲んでいる部分に審議会の場でも何点か出たことを簡単にまとめて記載してございます。

児童生徒に与える影響に関する課題としては、まず人間関係が固定化しないような配慮が必要であるということ。それから、小学校高学年におけるリーダー意識、6年生だという自覚が欠けるというような課題があります。

また、中学生という新たな環境が成長の自覚につながる側面がありますが、小中一貫校とすることで、その辺が難しくなるということが大きな課題として挙げられたかと考えております。

以上でございます。

○会長

ありがとうございます。

N委員どうぞ。

○N委員

私が言いたいのは、小中一貫校となれば通学もかなり遠くなる可能性があると思うんです。小学校1、2年の子どもが一人で通学できるというのは、安全性の面から考えると、日本だからだと思うんです。小中一貫校になって、中学校区に小学校を一つにして同じ敷地内に小学校もできたときに、通学の面で時間がかかったり、距離も長くなると思うんです。そのときの安全性などについて、子ども達や保護者にとって、かなりのデメリットやと思うんです。その辺を言いたかっただけで、確かに先生方の負担というのはかなりやと思います。先ほど説明があったようなこともデメリットとしてあるでしょうが、通学に関しては、かなりのデメリットが出てくるんじゃないかなと思ったんです。それだけのことです。

○会長

そのほかいかがでしょうか。ほかは特にございませんでしょうか。

そうしますと、ここの部分の書き方について、どのような方がいいでしょうか。我々が議論してきたメリット、デメリットについては、人権教育課長が触れた答申案の2ページに記載している部分について議論をしてまいりましたが、N委員からご指摘のあった、通学等についての子どもへの負担というのがまずあるのではないかとご指摘を、ここの中にどう盛り込むかということでございますが。

A委員。

○A委員

通学の問題という極めて具体的なお話をされたと思うんですが、今は学校そのものがどういう形になるかということに触れておりませんので、今後どうなるかによって変わってくる話だと思います。そのような状態で、なかなかバス通学などについて触れることは難しいかと思います。ただ現実問題として、例えば今後の話ですが、形によっては通学路の問題が出てくるのは確かですし、それは即、子どもにとって大きなデメリットになる可能性もあると思います。この表現では、教職員だけが負担を負うということに文面的にとられますので、2のところで先ほどご説明いただきましたデメリットについてということもひっくるめて、もちろんのことながら子どものデメリットについても最大に配慮するか、何かの一文を入れていただいたら、N委員もきっとそれで全てではないかもしれませんが、ご理解いただけるのではないかと思います。2のところで、子どもに対するデメリットも具体的に出ているんですが、答申の中に全てを書きこむことはできないと思うんですが、審議過程を経た上で、子どもへのデメリットについても最大限配慮していくという一文を入れることでいいのかなと、私は思います。

○会長

ありがとうございます。

A委員からご意見をいただきました。デメリットについて教職員の負担のことしか書いていないというのは、もちろん解決すべき大きなことなんですが、それ以外にもいろいろなデメリットがあるということは、審議の経過の中でも触れていただいています。またN委員がご指摘のとおり、その校区によっては通学距離が遠くなるという場合も出てくるかと思うので、審議の経過で明らかにしたデメリットを初め、教職員の負担について配慮をしていく必要があるという書き方をさせていただくということによろしいでしょうか。

それでは、A委員、N委員からいただいたご意見については、今私が申し上げた文脈で最初の一文を書かせていただきます。そして実際に小中をつなぐコーディネート機能を果たす、そういう教員が実質的に小中一貫教育、小中一貫校を動かしていくということになるかと思うので、その部分については残していくという形にしたいと思います。

そのほかにつきましていかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

では、ご意見をいただいて申し上げたところを訂正し、答申案とさせていただいてもよろしいでしょうか。

それでは、訂正したものを答申案とさせていただき、すぐに事務局のほうでパブリックコメントの手続きをお願いしたいと思います。先ほど事務局から訂正がありました、パブリックコメントの受付期間は2月15日から30日ということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

次に、今後の日程に移っていきたいんですが、本日配付の資料2の差しかえのほうをご覧ください。次回の審議会は、パブリックコメントを受けてということになりますので、3月の下旬になりますが、最後の審議会となり、

少し日程の調整をする必要があると考えますので、日程については決まり次第、後日皆様に文書にてお知らせするということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

また、その際は前もって審議会としてパブリックコメントの回答をした上で、そこでの意見を踏まえて答申の決定にしたいと考えています。パブリックコメントの回答につきましては、本来ならばそのためだけに審議会でも審議をし、回答するという形にする必要があるかとは思いますが、3月下旬の審議会でも答申という形にしたいと考えていますので、回答につきましては会長に一任していただくという形でよろしいでしょうか。もちろん回答に当たっては事務局、副会長とも相談し、その上で回答をしてまいりたいと考えております。

もちろん回答した内容につきましては、必ず文書で、委員の皆様に、次回の審議会の開催までに配付したいと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。よろしいでしょうか、それでは、パブリックコメントについては、私のほうで責任を持って答えさせていただきたいと思ひます。

続きまして議事3、会議録について事務局より説明をお願いします。

人権教育課長。

○人権教育課長

本日配付資料3といたしまして、第9回会議の会議録を配付しております。この会議録につきましては、お名前をアルファベットにした上でウェブサイトへ公開をしたいと思ひます。間違いがございましたら、2月20日月曜日までに人権教育課までお申し出をお願いいたします。訂正の上公開したいと考えております。

人権教育課の電話番号は本日配付の議事日程の下に書いておりますので、こちらのほうに電話していただきたいと思ひます。なお、第10回、11回の会議録につきましてもでき上がり次第委員の皆様に配付し、了解の上公開したいと考えておりますので、その節はよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長

Z委員。

○Z委員

アルファベットにする理由は何なの。会議録を何でアルファベットにせなあかんの。それは、教委の理事者が発言してるのと、我々みたいに議員と一般の方とを区別されるようにするわけ。アルファベットにする必要ないんじゃないの。公表するのに、何でアルファベット使うわけ。何の理由でアルファベットにするわけ。

○会長

教育部長。

○教育部長

この議事録の表記の仕方につきましては、本審議会の初回にご提案をさせていただいて、ご了承いただきました。

なぜアルファベット表記にするかということでございますが、これは審議と

しては今回で 11 回目ということでございます。長い間にわたって審議をするということで、その発言者に対しての外部から影響というようなこともございますので、中途の段階でそういうことを排除するというので、我々事務局以外はアルファベット表記とさせていただきます。

○Z 委員

そしたら我々がここに参加する前に、アルファベットで公表しますということをはかられて、決定されてアルファベットで出しているという解釈でよろしいんですか。

○教育部長

教育振興基本計画の答申をいただく審議会の当初に、ご提案をさせていただいて、ご了承いただいたということでございます。

○会長

そうですね。一番最初的时候にご提案いただきました。よろしいでしょうか。

ほかにご意見、ご質問がございましたら出していただけたらありがたいと思います。特にございませんでしょうか。

A 委員。

○A 委員

パブリックコメントについてですが、会長から責任を持ってとおっしゃっていただきましたので、よろしくお願いしたいと思います。今日は案としてこうして出てきましたが、誤解されやすい部分もあると思いますので、いろいろな意見が出てきた場合、どうか丁寧な返しをお願いしたいなと思います。行政がパブリックコメント出したときに、割と同じ文言で返してしまっているような、そんな事例も見受けられるときがございいますので、どうか、もともとの案について趣旨がたがわないような、丁寧な回答文でパブリックコメントをしていただければ非常にありがたいということを、要望に変えさせていただきたいと思っています。

○会長

わかりました。ありがとうございます。それでは今の A 委員の趣旨を踏まえて、回答させていただきたいと思います。

そのほかご意見、ご質問はございますでしょうか。

それでは、続きまして最後の議案その他になっておりますが、事務局のほうで何かありましたらご提案をお願いします。

人権教育課長。

○人権教育課長

次回の日程でございます。先ほど申し上げましたとおり、3 月下旬で会長と日程調整を行い、委員の皆様にもまたお知らせしたいと思っております。しばらくお待ちいただくようお願いします。時間は午後 3 時から本日と同じこの会場で行う方向でいきたいと思っております。よろしくお願いします。

以上でございます。

○会長

それでは、第 11 回の審議会として予定しておりました議案事項一通り終了いたしました。

本日の第 11 回の審議会これで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

— 閉会 —